

佐用町生涯スポーツ推進計画

【令和元年度～令和5年度】



佐用町

令和元年5月

目 次

第1章 生涯スポーツ推進計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と課題

- 1 スポーツを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 佐用町の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 基本施策

- 1 健康寿命を延ばすスポーツ環境の整備・・・・・・・・・・ 5
 - 1-1 生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの普及・推進
 - 1-2 各種スポーツ大会などの開催・支援
 - 1-3 スポーツ施設の整備・運用
- 2 スポーツによる地域活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 2-1 スポーツ推進委員
 - 2-2 地域との連携・協働
 - 2-3 競技力向上のための環境支援

第4章 計画の推進及び進行管理

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

●資料編

- 【資料 1】 佐用町スポーツ推進委員設置規則・・・・・・・・ 12
- 【資料 2】 佐用町スポーツ功労者表彰規程・・・・・・・・ 14
- 【資料 3】 佐用町スポーツ大会出場激励金交付要綱・・・・ 16
- 【資料 4】 策定の経過・策定委員・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1章 生涯スポーツ推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年は、核家族化、少子高齢化が進み、世代間や地域社会における連帯感の希薄化、ライフスタイルの多様化と目まぐるしく変化する社会への不安感や孤独感といったさまざまな問題がある中、町民の健康で明るく豊かな生活を求める声は、日々高まっています。

一方、生活の利便性の向上や生活スタイルの変化は、体を動かす機会の減少を招き、体力低下や生活習慣病、ストレスの増加などが心配され、社会生活全体への影響が危惧されています。

こういった状況において、町民の心と体の健康や地域社会の活性化のために、多くの可能性を秘めているスポーツには大きな貢献が期待されており、スポーツをより一層推進するための仕組み・体制づくりが求められています。

本計画は、スポーツ基本法及びその他関係する計画などに基づき、佐用町の実情に即した形の「生涯スポーツ」の推進を図るとともに、スポーツの多面的な役割をより明確にし、さらに持続的発展を図るために策定します。



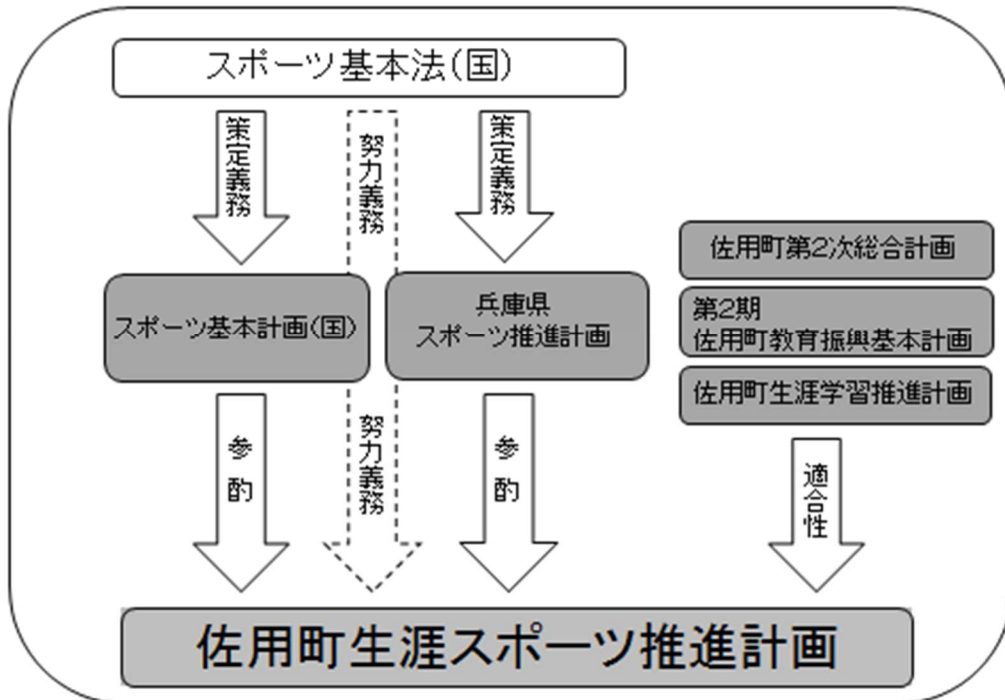
さようマラソン&ウォーク
ファンランの部

ミニソフトボール大会



2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法に基づき国が定めた「スポーツ基本計画」や、兵庫県が定めた「兵庫県スポーツ推進計画」などを参酌し、「佐用町第2次総合計画」の取り組みの方向性、さらには「第2期佐用町教育振興基本計画」「佐用町生涯学習推進計画」の内容を踏まえながら、町民の生涯スポーツの推進に関する施策を、より具体化するものとして位置づけるものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和元年度から令和5年度までとします。また、国や社会の動向や本町におけるスポーツへのニーズなどを踏まえながら、各事業の調整・評価を行うなかで、必要に応じて計画の見直しを行います。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
計画策定	→ 推進期間									
					計画見直し	→ 推進期間				

第2章 現状と課題

1 スポーツを取り巻く環境

現代社会においては、生活の利便性の向上や生活様式の多様化によって、日常生活で体を動かす機会はもちろん、スポーツで体を動かす機会も減少しています。そして、運動不足による体力・運動能力の低下や生活習慣病の増加など、少子高齢化とあいまって極めて憂慮すべき状況となっています。

国では、スポーツにおける新たな課題に対応していくため、平成23年に50年ぶりに「スポーツ振興法（昭和36年制定）」をスポーツ基本法に改正し、これに基づきスポーツ基本計画を策定しています。スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、長寿社会の実現、国際的地位の向上など多面にわたる役割を担うという理念を掲げています。スポーツ基本計画では、この理念を具体化し、国、地方公共団体、学校、スポーツ団体などが一体となって実現するための取り組みが定められています。

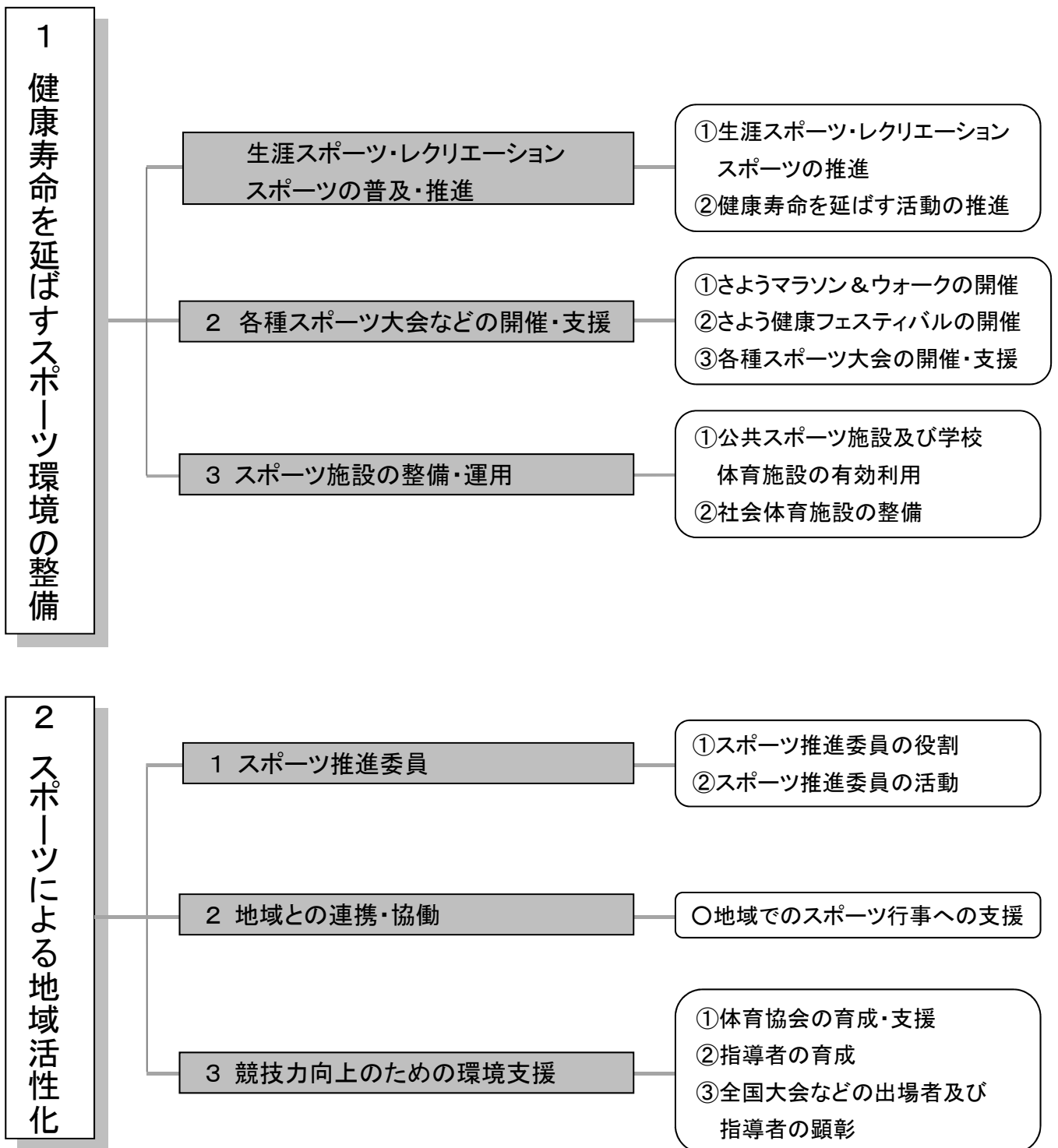
2 佐用町の現状と課題

本町は現在約40%の高齢化率もさることながら、2030年の人口減少率予測においても約30%の減少率と、どちらも兵庫県下で一番の高い値となっています。この影響で、スポーツにおける競技者数の減少や指導者の不足など、継続した活動を中断せざるを得ない状況も生じています。

また、スポーツに対するニーズも多様化しており、ランニング、サイクリング、ウォーキングなどの、個人単位で行うスポーツ人口が増加している反面、以前は愛好者の多かった野球やバレーボールなどの団体競技の活動人数が減少・縮小傾向にあることから、愛好者の固定化や拡大が図れない現状となっています。

さらにこうした状況は、地域のなかで行われてきた行事や共同での作業、イベントへの関わりや参加が減少し、人々のつながりや地域の連帯・コミュニティの意識を薄れさせる原因の一つにもなっています。

これらのことから、今後はスポーツ推進委員会を中心としたスポーツとふれ合う機会の拡充や、体育協会などの社会体育団体の組織力の強化を図り、スポーツを支える体制づくりが必要となっています。



1 健康寿命を延ばすスポーツ環境の整備

1-1 生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの普及・推進

① 生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの推進

町民の多種多様なスポーツ活動のニーズにこたえるために、また、日ごろ運動習慣のない人のきっかけづくりのために、ルールも簡単で、ライフスタイルや健康状態、能力に応じて楽しむことができ、みんながコミュニケーションを図ることができる、生涯スポーツ・レクリエーション活動を普及・推進します。

また、各種スポーツ団体や指導者と連携・協力して、レクリエーションスポーツの体験会や大会を開催するとともに、町が所有するスポーツ用具の貸し出しについて、周知を行い、スポーツに触れる機会の向上を図ります。

② 健康寿命を延ばす活動の推進

健康寿命とは、人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間のことで、いかに延ばしていくかを課題に、WHO（世界保健機関）が2000年に提唱した概念です。

本町においても、高齢化率の上昇とともに、健康・体力づくりに対する関心が高まる中、いきいき百歳体操の推進や健康関係団体の支援などにより、日常的に体を動かし、健康寿命を延ばす取り組みを進めています。特にいきいき百歳体操は、住民主体で活動するための支援体制を整え、転倒や認知症の予防だけではなく、地域コミュニティの形成の中で継続して実施していけるように努めています。

今後さらに高齢化率の上昇が見込まれる中で、住民が主体となり活動ができるように、理学療法士や行政の保健師などの専門職による連携を図り、健康寿命の延伸に努めます。



いきいき百歳体操



心と体の健康体操（健生会）

1-2 各種スポーツ大会などの開催・支援

① さようマラソン&ウォークの開催

佐用町最大のスポーツイベントとして、毎年開催しています。このイベントは、町民の皆さんが自己の記録をめざしたり、健康増進を目的にランナーとして参加するだけでなく、各種スポーツ団体のボランティアや近隣住民のかたの応援など、様々な参画を得ながら運営するスポーツイベントとしての側面もあります。

また、参加者の多くは町外から参加されるために、スポーツによって交流人口を増やす「スポーツツーリズム」として、地域活性化の推進を図ることも期待できます。

今後も多くの町民が関わる生涯スポーツイベントとして継続し、大会の充実を図ります。

② さよう健康フェスティバルの開催

「世代を超えて地域みんなで健康づくり」をテーマに、健康・福祉に携わる各種団体が健康増進や健康寿命をテーマにしたブースを設けたり、ウォーキング大会などを実施したりしています。今後も子どもから高齢者まで、幅広い世代の心と体の健康づくりの輪を広めながら、町民の健康増進とイベントの充実をめざします。

③ 各種スポーツ大会の開催・支援

各種スポーツ団体が主催するスポーツ大会の開催にあたり、スポーツ施設などの優先使用や、運営の経費補助などの支援を行い、競技スポーツの振興や地域活性化と、他地域との交流を一層推進します。



ビスラカップバレーボール大会



さようマラソン&ウォーク
地域の応援

1-3 スポーツ施設の整備・運用

① 社会体育施設及び学校体育施設の有効利用

地域行事やスポーツ活動など、多くの人々に利用されている社会体育施設のさらなる利用促進のために、地域行事や各種スポーツ大会の日程調整のほか、定期利用団体の利用調整や、施設・用具の情報発信を行い、効率的かつ効果的なスポーツ施設の運営に努めます。また、学校体育施設の開放についても、学校教育に支障のないように調整し、有効利用します。



佐用小学校で開催された ニュースポーツ体験会

②社会体育施設の整備・運用

本町には体育館やグラウンド、プールなどの各種社会体育施設があり、比較的充実しています。今後は、老朽化などによって整備が必要な施設や、設備が不十分な施設を、現状と将来の利用状況を十分に把握し、町の財政状況や町民のニーズを勘案した上で、計画的かつ適正な整備・管理に努めます。



町民プールでのスイミングスクール

2 スポーツによる地域活性化

2-1 スポーツ推進委員

① スポーツ推進委員の役割

スポーツ推進委員は、地域で住民のスポーツ活動を推進するために、事業実施の際の連絡や調整、住民に対する実技指導や助言を行う、地域スポーツの核となる存在です。

平成23年に制定されたスポーツ基本法では、スポーツ推進委員の役割は「住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言」だけではなく、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」に言及しています。今後、地域スポーツ振興のコーディネーターとして、その役割が一層期待されています。

② スポーツ推進委員の活動

スポーツ推進委員の主な活動は、町や体育協会主催のスポーツ事業の支援や企画・運営、レクリエーションスポーツの指導などです。

今後も、本町のスポーツを振興する体制整備を図るため、スポーツに深い関心と理解があり、熱意があるかたにスポーツ推進委員を委嘱し、町民と共に生涯スポーツの普及・推進をめざします。また、他市町との交流や研修を重ねながら、委員一人ひとりのさらなる資質の向上も図ります。



西播磨管内市町との研修会



ニュースポーツ体験会

2-2 地域との連携・協働

○地域でのスポーツ行事への支援

スポーツが持つ力として、健康・体力の増進、高齢者の生きがいづくり、青少年の健全育成などがあげられますが、そのほかにも地域住民の交流促進や、地域全体の活性化にも高い効果が期待されます。

「まちづくりは人づくり」と言われるように、人と人との交流、地域と人とのつながりを深めることは重要です。本町では、地域づくり協議会やスポーツクラブ21などと連携・協力し、誰もが気軽に楽しめるレクリエーションスポーツの普及促進を図ります。また、多くの町民のかたが参加できるスポーツ活動の普及・促進によって、地域コミュニティを、より一層活性化するように努めます。



地域づくり協議会などでの
スポーツ活動



グラウンドゴルフ大会

2-3 競技力向上のための環境支援

① 体育協会の育成・支援

体育協会には、町内でスポーツに勤しむ多くのかたが所属されています。町民のスポーツ活動の受け皿で、中核的な役割を担っている体育協会を育成支援することによって、競技力向上と町民のスポーツに対する意識や関心を高めることに努めます。また、種目ごとに組織されている各協会内だけでなく、各協会間とのつながりを持つことによって、町民同士が交流を深めるようなスポーツ活動を推進します。

② 指導者の育成

競技からレクリエーションまで、様々なスポーツに対応するために、スポーツ指導者やそれをめざすかたなどを対象に、講師を招いた研修会を開催し、指導者の育成と資質の向上をめざします。また、指導者同士が交流できる機会を設け、情報共有を推進し、町全体のスポーツの資質や競技力の向上を図ります。

③ 全国大会などの出場者及び指導者の顕彰

地区の大会で優秀な成績を収め、全国大会以上の大会へ出場された方などを顕彰する制度として、平成28年度から「スポーツ功労者表彰」、平成29年度からは「スポーツ大会出場激励金交付事業」を運用しています。今後も、町民の競技意欲や指導意欲の向上のために、引き続き顕彰制度を運用します。



指導者講習会



スポーツ功労者表彰式

第4章 計画の推進及び進行管理

1. 計画の推進

本計画の実現に向けては、町民、地域、スポーツ関係団体、行政が互いに連携・協力しあいながら、一体となって推進することが重要です。それぞれが役割を認識し、連携・協働をより一層強め、計画の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められます。

そのために、本計画の周知を図るとともに、スポーツに関連する情報発信をより強め、コミュニケーションを図り、近隣市町村との連携も視野に入れながら、計画の実現に向けて努力します。

また、国や県のスポーツ施策の状況や、町の総合計画などの施策の進捗状況を把握し、本計画の円滑な実施に努めます。

2. 計画の進行管理

計画を実効あるものとするため、施策の進行状況や達成度合いを点検、評価し、必要によって事業を見直して改善を図ることが必要です。達成度は町スポーツ推進委員会で随時検証し、町民やスポーツ関係団体の視点に立った計画の推進となるよう努めます。



さようマラソン&ウォーク
小学生の部

佐用郡陸上競技大会



【資料 1】

佐用町スポーツ推進委員設置規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第 2 項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 佐用町スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校等の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し、協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項については、佐用町教育長が定める。

(定数)

第 3 条 スポーツ推進委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第 4 条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 佐用町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、前項に規定する期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第 5 条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める

規則及び規程に従わなければならない。

- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、体育指導委員の定数は、平成18年度末までは65人以内とする。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の体育指導委員の任期は、平成18年度末までとする。
- 4 第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年度末に任期を迎えるスポーツ推進委員の任期は、平成31年度末までとする。

附 則 (平成23年9月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の佐用町スポーツ推進委員設置規則は、第2条第1項第3号の改正規定を除き、平成23年8月24日から適用する。

附 則 (平成28年2月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

【資料 2】

佐用町スポーツ功労者表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、佐用町のスポーツ振興、発展に貢献した者の功績を顕彰することを目的とし、本規程により、各種スポーツ競技会等において優秀な成績を収めた者、長年にわたり佐用町のスポーツ振興に貢献した者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者（アマチュアに限る。）とする。

- (1) 佐用町内に在住、在勤、又は在学する者
- (2) 帰省地が佐用町である学生

(表彰の種類及び基準)

第 3 条 表彰は、次に掲げる者について行う。

- (1) 佐用町スポーツ大賞
 - ア オリンピック・パラリンピック大会、アジア競技大会等の国際競技会に出場した者
 - イ 権威ある全国的な大会において優勝又は準優勝した者
 - ウ 日本新記録又は日本タイ記録を樹立した者
 - エ 高等学校新記録及び高等学校タイ記録を樹立した者
- (2) 佐用町スポーツ賞
 - ア 権威ある全国大会に出場した者
 - イ 権威ある西日本大会、近畿大会において第 3 位以内に入賞した者
 - ウ 権威ある県大会において優勝した者
 - エ その他、町長が特に優秀と認める者
- (3) 佐用町スポーツ功労者賞
 - ア スポーツ組織の指導者又は佐用町スポーツ推進委員設置規則（平成17年教育委員会規則第 16号）第 2 条第 1 項に規定する佐用町スポーツ推進委員として、20年以上にわたりスポーツの発展に特に寄与した者
 - イ 優秀選手の育成に功績があった者（前号に規定する佐用町スポーツ大賞に該当する選手を育成した者）

(表彰対象者の推薦)

第4条 表彰対象者の推薦は、他薦とし、各種スポーツ団体の長が行うこととする。ただし、学校関係者は学校長が行うこととする。

(推薦の方法)

第5条 推薦者は、次に掲げる事項を記載した書類に成績又は記録を証明するものを添付し、町長に提出して、推薦するものとする。

- (1) 候補者の氏名、ふりがな、生年月日及び現住所
- (2) 候補者の所属する学校又は団体名等
- (3) 候補者の略歴
- (4) 該当大会名、大会開催年月日及び成績又は記録
- (5) その他特記すべき事項

(表彰の審査及び決定)

第6条 町長は、前条の推薦を受けたときは、これを審査し、佐用町スポーツ推進委員会の意見を聴いて、表彰するものを決定する。

(表彰の方法)

第7条 第3条第1号に規定する佐用町スポーツ大賞及び同条第2号に規定する佐用町スポーツ賞の表彰は、表彰状、及び記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は、被表彰者の功績をたたえるにふさわしい機会をとらえて行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

【資料3】

佐用町スポーツ大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民のスポーツ活動を促進し、地域のスポーツの振興を図るために、全国大会等に出場する個人及び団体に対し激励金を交付することにより、出場選手の活躍及び本町の体育振興を促すことを目的とする。

(交付対象者)

第2条 激励金の交付の対象は、大会に出場登録された者（監督、コーチ等含む。）で、次の各号のいずれかに該当し、町長が認めたものとする。

- (1) 佐用町内に在住、在勤、又は在学する者
- (2) 町外に住所を有する児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）であって、当該児童等の保護者が町内に住所を有するもの
- (3) 大会規定等により団体の構成員として認められた出場選手、監督、コーチ等で構成される町内に所在する団体
- (4) その他町長が特に認めた者

(対象となる大会)

第3条 激励金の対象大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民体育大会全国大会、全日本選手権大会規模の大会及び全国障害者スポーツ大会等の全国大会
- (2) 日本体育協会又は日本体育協会加盟団体が主催する全国大会
- (3) その他町長が認める大会

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人 1万円を限度とする。
- (2) 団体 1団体の基準額を3万円とし、大会規定等により団体の構成員として認められた出場選手、監督、コーチ等のうち、第2条第1号及び第2号に該当するものの人数に2千円を乗じた額を加算した額とする。ただし、上限を5万円とする。

(交付回数)

第5条 激励金の交付回数は、交付対象者ごとに同一年度内に2回までとする。

(交付の申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、佐用町スポーツ大会出場激励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、大会開催前までに会長に申請しなければならない。

- (1) 大会開催要綱又はこれに準ずる書類
- (2) 予選結果のわかる書類又は競技団体からの推薦書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、激励金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、激励金を交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 激励金の交付決定を受けた選手又は団体が、偽りその他不正な手段により激励金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、町長は交付した激励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第9条 激励金の交付を受けた者は、佐用町スポーツ大会出場激励金実績報告書(様式第2号)に大会結果報告等を添えて、スポーツ大会終了後速やかに町長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

【資料4】

計画策定の取り組み経過

日 程	内 容	詳 細
平成30年 7月 2日	第1回策定委員会	○委員の紹介 ○委員長・副委員長選出 ○スケジュールの確認 ○現状と課題の意見交換
平成30年 7月 26日	まちづくり推進会議 「生涯学習・スポーツ部会」	○策定の主旨確認 ○スケジュールの確認
平成30年 8月 27日	第2回策定委員会	○具体施策の検討
平成30年 10月 17日	第3回策定委員会	○これまでの振り返り
平成30年 11月 26日	スポーツ推進委員会	○計画の確認・協議
平成30年 12月 27日	まちづくり推進会議 「生涯学習・スポーツ部会」	○まちづくり推進会議 生涯学習・スポーツ部会に 素案を送付し、意見を聴取
平成31年 2月	第4回策定委員会 (書面協議)	○策定委員会の計画最終案 の確定
平成31年 3月 19日	まちづくり推進会議 「生涯学習・スポーツ部会」	○計画最終案の確認

策定委員

役 職	氏 名	所 属
委員長	横山 泰治	佐用町スポーツ推進委員会 委員長 佐用町体育協会 副会長
副委員長	岡田 正行	佐用町体育協会 会長
委 員	山田 徹	佐用町スポーツ推進委員会 副委員長
〃	長谷川 博行	佐用町体育協会 副会長
〃	岡野 晃	佐用町スポーツ推進委員
〃	平井 隆樹	佐用町スポーツ推進委員
〃	小谷 裕尚	佐用町スポーツ推進委員
〃	富永 理恵	佐用町スポーツ推進委員
〃	片山 博司	佐用町スポーツ推進委員

佐用町生涯スポーツ推進計画

令和元年 5 月

佐用町教育委員会事務局 生涯学習課

〒679-5301

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2585 番地

TEL : 0790-82-3336 / FAX : 0790-82-0313

MAIL : orihime@town.sayo.lg.jp

URL : <http://www.town.sayo.lg.jp>
